

埼玉県の石綿対策(令和8年度実施計画)

健康対策

健康に関する県民不安の解消

①保健所（13か所）に健康相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。

（疾病対策課）

②医療従事者等を対象とした石綿疾患研修会を開催する。

（疾病対策課）

環境対策

（1）建築物の解体等工事に対する対策

◆解体工事業者等に対する対策

①解体工事業者や建設業者等に対して石綿関係法令や適切な除去方法の周知を図るため、講習会を実施する。

（大気環境課、産業廃棄物指導課）

②石綿関係法令に関するパンフレットを解体工事登録申請時に配付するとともに、関係機関の窓口に備え付けることで、建設業者等関係者に対して周知を図る。

（大気環境課、建設管理課）

◆解体工事時の飛散防止対策

③県建築安全センター等と連携し石綿事前調査結果を確認し、大気汚染防止法の届出漏れを防止する。大気汚染防止法の届出対象となる解体等工事については、立入検査・周辺石綿濃度調査を実施し、解体工事業者等に対して必要な飛散防止対策を講じるよう指導する。

(大気環境課)

④大気汚染防止法の対象となる石綿除去工事の際、「建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」に基づき、工事発注者等から周辺住民等に対する周知を促進する。

(大気環境課)

⑤建設リサイクル法の届出書の石綿のチェック欄を確認するとともに、関係機関との届出情報の共有化を推進する。また、窓口等において石綿関係法令の周知を引き続き行うとともに、解体工事現場において石綿関係法令の遵守を要請する。

(大気環境課、建設管理課、産業廃棄物指導課)

(2) 石綿廃棄物に対する対策

◆石綿廃棄物の排出事業者（解体工事業者等）に対する指導

①建築物の解体等工事に対する現地調査を実施し、石綿廃棄物の適正処理を指導する。

(産業廃棄物指導課)

②解体工事業者、建設業者に対して、石綿廃棄物の適正処理の徹底を要請するとともに、説明会・講習会において関係法令の周知を図る。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導及び実態調査

③石綿廃棄物排出量や最終処分状況等について県内の排出事業者から提出されるマニフェスト交付状況報告書等を集計し、実態を把握する。

(資源循環推進課)

④市町村に対し、家庭から排出され市町村に持ち込まれる石綿含有の廃棄物の適正な処理を助言・指導する。

(資源循環推進課)

⑤産業廃棄物処理業者に対し、石綿廃棄物の適正処理の徹底を指導する。

(産業廃棄物指導課)

◆不法投棄対策

⑥監視パトロールを強化し、石綿廃棄物が不法投棄された際の早期発見に努める。

(産業廃棄物指導課)

⑦石綿廃棄物の不法投棄が発見された際の対応マニュアルを適宜改訂する。

(産業廃棄物指導課)

(3) 相談窓口の設置・一般環境調査の実施

○環境管理事務所（7箇所）に環境に関する石綿問題についての県民相談窓口を設置し、適切な対応を図る。

(大気環境課)

(4) 災害時石綿モニタリング体制の整備

○災害時に大気中石綿濃度を迅速に把握できる体制を構築し、倒壊建物等から飛散する石綿による健康被害を防止する。

(大気環境課)

(5) 石綿除去工事等に対する経済的支援

○民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。

(建築安全課)

公共施設対策

公共施設に係る調査・対策の実施等

①県有施設について、施設改修時等に、石綿含有吹付け材の封じ込めや囲い込み処理をした箇所及び、表面が硬く飛散の恐れが無い石綿含有吹付け材が使用されている箇所の損傷を点検し、必要に応じ補修や除去工事を行う。また、新たに吹付け材が発見された場合には分析調査と必要な対策を行う。

(管財課、住宅課、(企)水道管理課、(下)下水道事業課、(教)財務課、(警)施設課)

②市町村有施設について、各省からの照会に基づき、石綿6種類のいずれを含有する吹付け材への対策状況等のフォローアップ調査を行う。

((教)財務課、住宅課、医療整備課、市町村課)

民間施設対策

(1) 民間建築物に係る吹付け石綿等の実態調査、対策の実施等

①社会福祉施設、病院施設、私立学校、土地改良施設、床面積1,000㎡以上の民間建築物について、飛散のおそれがある場合に、石綿の除去・飛散防止対策の実施状況を把握し、適宜対策を実施するよう要請する。

(社会福祉課、学事課、医療整備課、農村整備課、建築安全課)

②床面積1,000㎡未満の民間建築物についても、飛散の恐れのある石綿についての対策の周知を図る。吹付け材が確認された場合は、分析調査の実施や飛散防止等の対策を要請する。

(建築安全課、社会福祉課、生活衛生課、農村整備課、学事課)

③私立学校における石綿の除去費用等について、私立学校振興資金融資貸付金利子補助を行う。

(学事課)

④民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。

(建築安全課)

⑤土地改良施設における石綿の除去について、対策工事を行う。(3施設)

(農村整備課)

(2) 相談体制等の整備

①建築安全センターの相談窓口において、アスベスト対策の適切な情報提供を図る。

(建築安全課)

②関係機関に対し、アスベスト対策の推進のための情報提供等を行う。

(建築安全課、社会福祉課、医療整備課、生活衛生課、農村整備課、学事課)

県民の不安の解消

県民への情報提供

①石綿に関するQ&Aを掲載するなど、ホームページ等を利用して石綿関連情報の提供を行う。

(大気環境課)

②消費生活支援センターにおいて、消費生活に関する相談を受け付ける。

(消費生活課)

石綿健康被害者の救済

石綿による被害者救済対策

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、健康被害者等からの認定申請等の受け付けを行う。
(疾病対策課)

国・市町村との連携

(1) 国・市町村との連携強化

- 県、埼玉労働局、さいたま市と石綿対策に係る連絡会議を開催するなど、連携の強化を図る。
(大気環境課)

(2) 国への要望

- 国に対し、引き続き必要な要望を行う。
(大気環境課)